

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

- (1) 陳情第31号 ワクチン接種券の送付について中止することを
求める陳情

資料1 新型コロナワクチンの接種について

参考資料1 川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画
(第6版) 及び [概要版]

参考資料2 新型コロナワクチン接種券同封物

令和5年12月11日

健康福祉局

新型コロナワクチンの接種について

1 関係法令による位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において接種を実施することと定められている。〔法定受託事務〕

2 接種の考え方

(1) 令和5年秋開始接種

対象者：初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方

実施期間：令和5年9月20日～令和6年3月31日

ワクチン：オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン

接種間隔等：前回の接種から3か月以上の間隔をおいて1回の接種を実施〔期間中1人1回のみ〕

(2) 接種券の発送

対象者の方に接種機会が提供されていることを周知するとともに、接種を希望される方が、前回接種から必要な期間を経過した後に速やかに接種いただけるよう、前回接種から3か月を経過する時期を目途に、接種券のほか、予診票、接種に関するお知らせ、新型コロナワクチン接種の説明書等を送付し案内している。

(3) 接種時の意向確認

接種前の予診時には、医師により健康状態の確認と接種に関する説明を行っており、その説明を受けた上で、接種を受けることの同意として、予診票に署名いただいた方に対してのみ接種を実施している。接種に当たっては、本人や保護者の方が予防接種による効果と副反応等のリスクの双方について、正しい知識に基づき接種を検討できるよう適切な情報提供を実施するとともに、接種時に医師から丁寧な説明がなされるよう、接種医療機関に対して密に情報共有を行っている。

3 ワクチン接種、副反応等に関する相談体制

- かかりつけ医療機関や接種医療機関による対応
- 川崎市コロナウイルスワクチン予約コールセンター及び保健師等の専門職配置による相談対応
- 神奈川県副反応等相談コールセンターによる相談対応(医学的知見を必要とする専門的な相談窓口)
- 副反応が発生した方が健康被害救済制度を希望される場合、職員が申請書類の作成や、医療機関との連絡調整に関する支援を実施

4 本市の対応

新型コロナワクチンの接種については、引き続き、関係団体等と連携し、希望される対象者の方が、安心して接種いただける環境整備に努めながら、国の方針等に基づき事業を進めていく。